

(別紙)

ひょう害に対する農作物管理について

平成26年7月10日

農業技術課

1 果樹

(1) りんご

ア 摘果

- ・摘果は2～3日中止し、褐変、亀裂、押傷などを確認してから摘果する。摘果が遅れると、果実品質などに悪影響を及ぼすので、2～3日様子を見たら摘果を再開する。
- ・摘果に当たっては、障害程度の軽いものを残すが、胴部から果梗にかけて障害のないものを優先して残す。
- ・障害が同程度であれば、大きい果実を残すようにする。
- ・葉や樹体損傷が激しい場合は、損傷の激しい果実を中心に摘果し、程度によって標準着果量より減らして樹体の衰弱を防ぐ。
- ・被害程度が軽い場合は、着果量を減らすと樹勢を乱すので、通常の着果量を守る。特に仕上げ摘果が終了している場合は、むやみに障害果を摘果しない。

イ 追肥 樹勢回復のための追肥や葉面散布は当面行わない。

ウ 防除 定期防除を行っていない場合は、早急に散布する。行っている場合は特別散布として、次の剤などを使用する。なお、農薬登録基準を遵守する。

オーソサイド水和剤	800倍（収穫14日前まで、6回以内）
キノンドー水和剤80	1,200倍（収穫14日前まで、4回以内）
オキシラン水和剤	500倍（収穫14日前まで、4回以内）

(2) ぶどう

ア かん水

- ・葉が取れたり新梢が折損し、葉枚数が特に不足している園では、第一にかん水を励行する。これにより、副芽または副梢の再発生を促進し、樹の充実を図る。なお、再発した新梢は、8月盆明け以降に摘心を行う。

イ 着果量の確保

- ・障害果を摘粒し、健全果を残す。房形は乱れるが、着果量を確保する。
なお、収穫果の荷造りの方法（パックなど）については、集出荷先と協議して対応する。

ウ 追肥 樹勢回復のための追肥や葉面散布は当面行わない。

エ 防除

- ・新梢、葉、花房の病害発生防止のため薬剤散布を行う。
- ・定期防除を行っていない場合は、早急に散布する。行っている場合は特別散布として、次の剤などを使用する。なお、農薬登録基準を遵守する。

オーソサイド水和剤	800倍（収穫45日前まで、2回以内）
オンリーワンフロアブル	2,000倍（収穫前日まで、3回以内）

※果樹関係の農薬については、平成26年7月10日現在の農薬登録状況に基づき記載しました。農薬の使用時には、最新の情報を確認願います。

2 野菜

(1) ジュース用トマト

ア 病害の発生を防ぐため、薬剤散布を行う。

(2) スイートコーン

ア 茎葉の損傷が軽いものは、そのまま草勢の回復を待つ。

イ 倒伏の程度が著しいものは、起こして軽く土寄せを行い、株元を鎮圧しておく。絹糸抽出期以降は作業を見送る。

(3) きゅうり

ア 生育初期のものは、摘心し、側枝の発生を促すとともに薬剤を散布する。

イ 損傷を受けた果実は摘果し、草生が回復するよう適期収穫に努める。